

第2回 熊本市盛土対策検討委員会 議事資料

都市建設局 都市政策部 都市安全課

令和6年2月5日

第2回熊本市盛土対策検討委員会

議 事

- (1) 第1回熊本市盛土対策検討委員会概要
- (2) 本市の宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定方針
- (3) 本市の特定盛土等規制区域の候補区域の設定方針
- (4) 本市の盛土規制法に基づく規制区域(案)
- (5) 今後の予定

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の概要

盛土をめぐる現状

- 静岡県熱海市で大雨に伴って盛土が崩落し、土石流が発生
→ **甚大な人的・物的被害(令和3年7月)**
- この他にも、盛土等による崩落の被害が各地で発生



制度上の課題

- 宅地の安全確保、森林機能の確保、農地の保全等を目的とした各法律により、開発を規制
→各法律の目的の限界等から、盛土等の規制が必ずしも十分でないエリアが存在



【宅地造成及び特定盛土等規制法(通称:盛土規制法) 令和4年5月27日公布 令和5年5月26日施行】

「宅地造成等規制法」を法律名・目的も含めて抜本的に改正し、土地の用途(宅地、森林、農地等)にかかわらず、危険な盛土等を**全国一律の基準で包括的に規制**

国土交通省・農林水産省による共管法とし、両省が緊密に連携して対応



規制区域の指定(スキマのない規制)

- 盛土等により**人家等に被害を及ぼしうる区域**を**規制区域**として指定
- 規制区域内で行われる盛土等が都道府県知事等(熊本市長)の許可の対象
- 宅地造成等の際に行われる盛土だけでなく、**単なる土捨て行為や一時的な堆積についても規制**

宅地造成及び特定盛土等規制法(盛土規制法)の概要

国が示す、規制区域指定の「基本方針」

- 規制区域として指定が必要と認められた土地の区域は、可及的速やかに指定
- 盛土等に伴う災害から人命を守るため、リスクのあるエリアは、できる限り広く、規制区域に指定

【盛土規制法に基づく規制区域】

(宅地造成等工事規制区域)

●市街地や集落等、人家等がまとまって存在し、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて指定することができる。
 ※区域の指定においては、法律の目的を達成するために必要な最小限度のものでなければならない。

(特定盛土等規制区域)

●市街地や集落等からは離れているものの、地形的条件から、盛土等が行われれば人家等に危害を及ぼしうるエリアについて、これらに隣接・近接する区域も含めて指定することができる。

【規制対象となる盛土等の規模】

赤字 : 宅地造成等工事規制区域 **青文字** : 特定盛土等規制区域

例えば… ●宅地を造成するための盛土・切土 ●残土処分場における盛土・切土 ●太陽光発電施設の設置のための盛土・切土 等

要件	①盛土で高さが 1m超 2m超 の崖※を生ずるもの	②切土で高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの	③盛土と切土を同時に行い、高さが 2m超 5m超 の崖を生ずるもの(①、②を除く)	④盛土で高さが 2m超 5m超 となるもの(①、③を除く)	⑤盛土又は切土をする土地の面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの(①~④を除く)	⑥最大時に堆積する高さが 2m超 5m超 かつ面積が 300㎡超 1,500㎡超 となるもの	⑦最大時に堆積する面積が 500㎡超 3,000㎡超 となるもの
イメージ図							

※「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤(風化の著しいものを除く)以外のものをいいます。

【規制区域イメージ】



出典「国交省発行パンフレット」より引用・一部編集

<一時的な土石の堆積>

例えば… ●土石のストックヤードにおける仮置き 等

出典「国交省発行パンフレット」より引用・一部編集

【不法盛土・危険盛土に対する罰則】

- 無許可、安全基準違反、命令違反等に対する懲役刑及び罰金刑について、条例による罰則の上限より高い水準に強化(最大で懲役3年以下・罰金1,000万円以下)
- 法人に対しても抑止力として十分機能するよう、法人重科を措置(最大で3億円以下)

実効性のある罰則

本市の宅地造成等工事規制区域の設定方針

市街地・集落等区域の抽出

1)市街地等の抽出 → 市街化区域 + 現宅地造成工事規制区域等

2)集落の抽出 → 都市計画法における連たんの考え方を参考にした集落

※都市計画区域外の河内地区についても、上記の考え方で集落を抽出する。

市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域の抽出

○平地での距離 → 50m以上

○傾斜地での距離 → 250m以上

○傾斜地の設定勾配 → 勾配1/10以上

熊本市域内の宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定

(2)本市の宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定方針

宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定の考え方

基礎調査実施要領(規制区域指定編)の解説より

宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定に当たっては、尾根、傾斜変化点等の地形的条件のほか、河川、水路、道路、鉄道、同一の字等により、規制区域界が明瞭に判断できる諸条件を勘案して境界を設定する。

基礎調査実施要領(規制区域指定編)の解説P42抜粋

本市の宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定方針について、以下のとおり整理する。

(本市の宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定方針)

【パターンⅠ】

市街地等区域(市街地・集落等及び市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域)の近くに道路、水路、河川、鉄道等の地物がある場合は、地物を利用して宅地造成等工事規制区域の候補区域の境界を設定する。

(補足①)

○道路、水路、河川、鉄道等の地物を利用して宅地造成等工事規制区域の候補区域を設定する場合は、道路、水路、河川、鉄道等の中心で設定する。

【パターンⅡ】

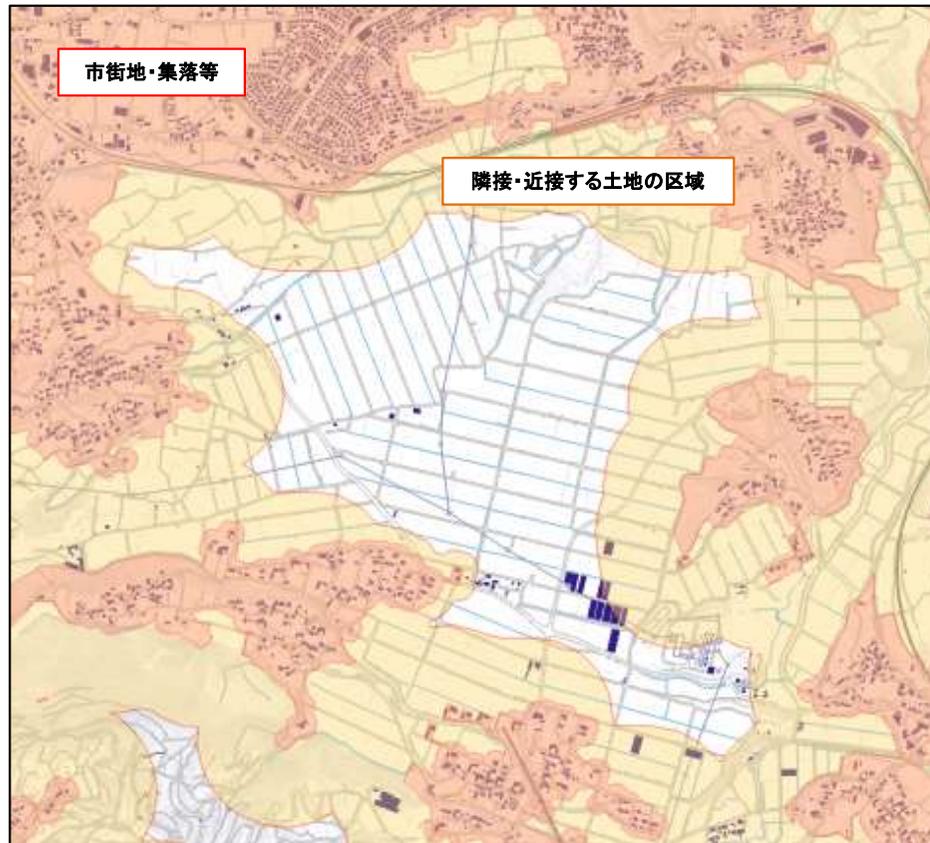
山林部のように、抽出した市街化等区域の近くに道路、水路、河川、鉄道等の地物が無い場合は、尾根や傾斜変化点、等高線等を利用して設定する。

(2)本市の宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定方針

宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定方針

【パターン I】参考図

(設定前)



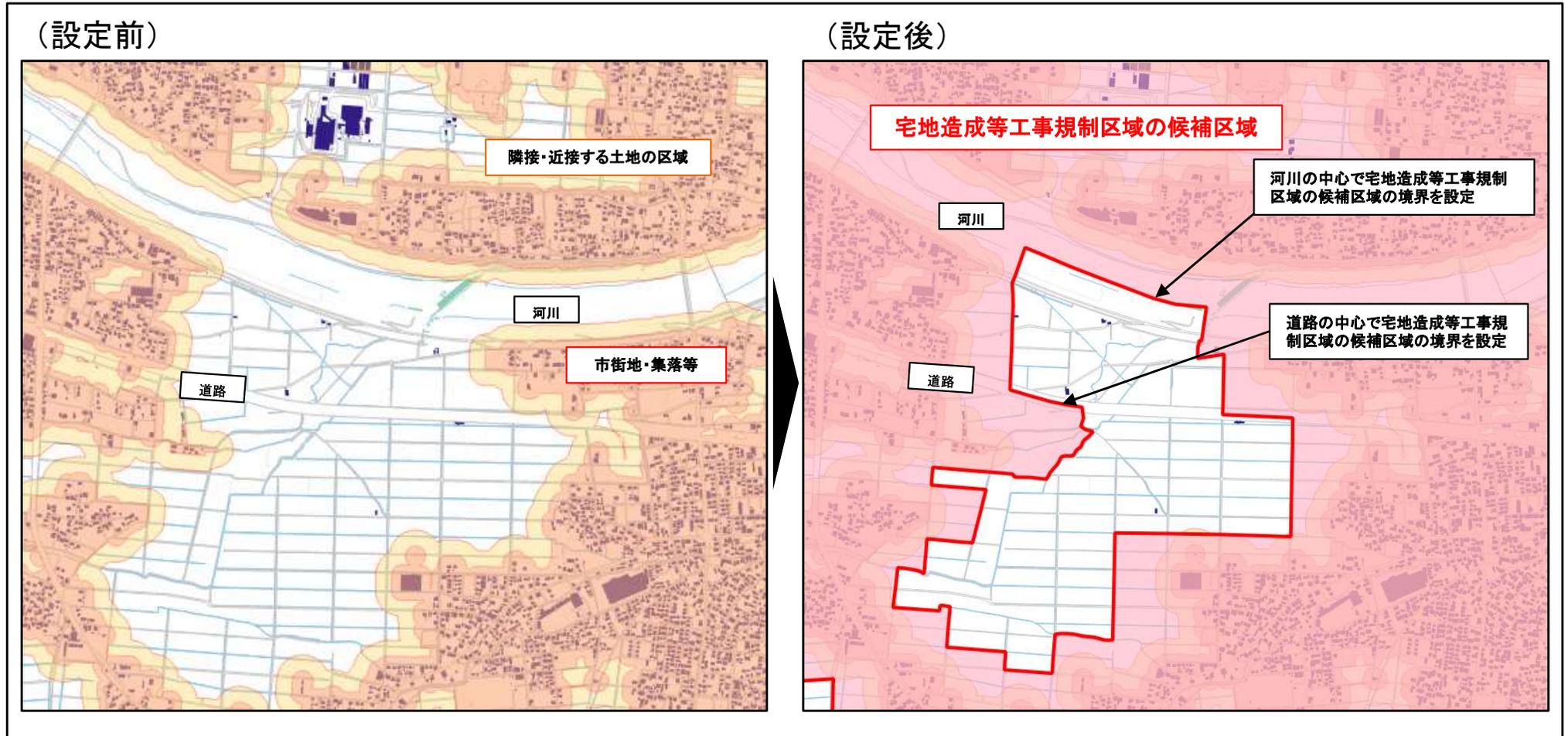
(設定後)



市街化等区域(市街地・集落等及び市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域)の近くにある道路、水路等の地物を利用して宅地造成等工事規制区域の候補区域の境界を設定する。

宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定方針

【パターン I】(補足①)参考図

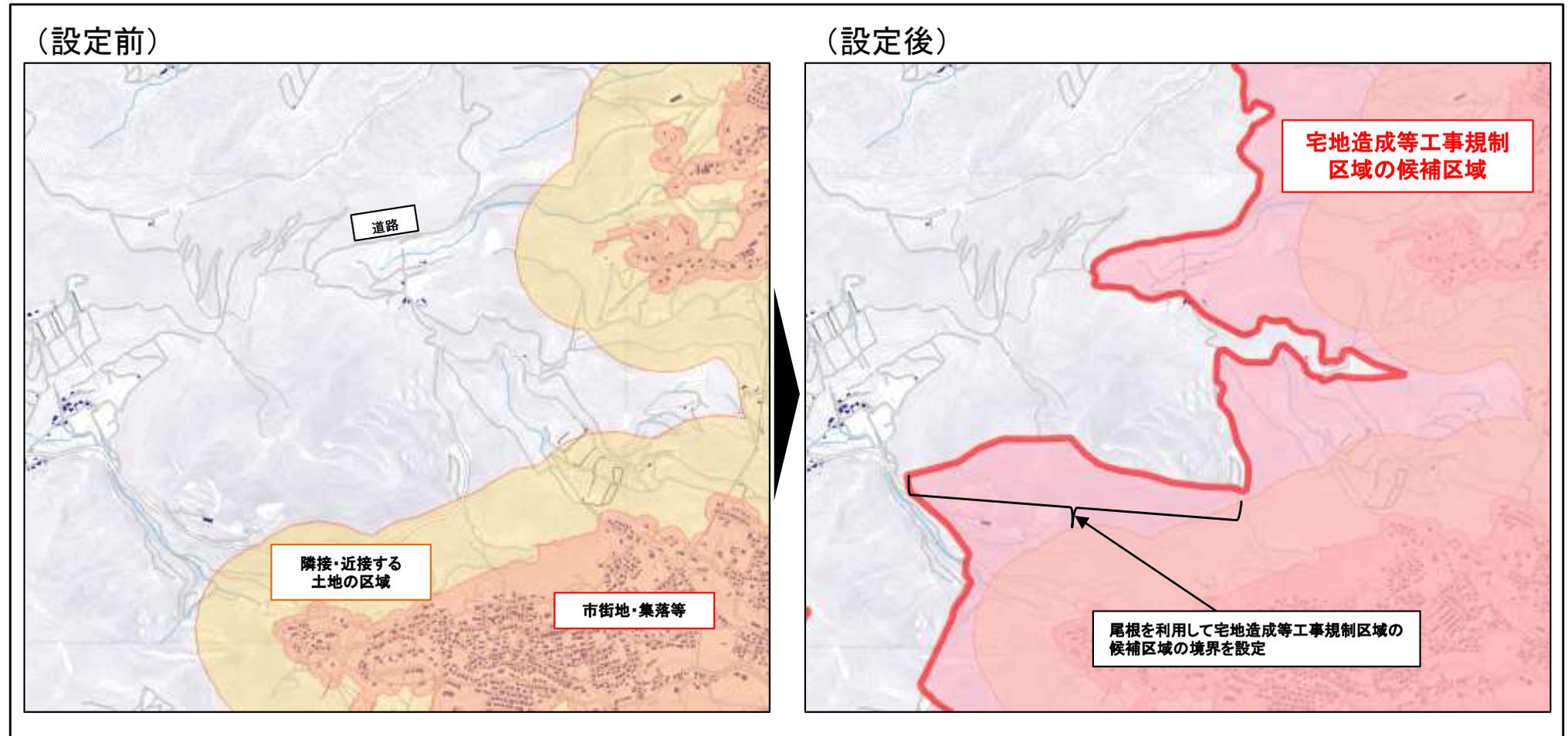


道路、河川等の地物を利用して宅地造成等工事規制区域の候補区域の境界を設定する場合は、道路、河川等の中心で区域の境界を設定する。

(2)本市の宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定方針

宅地造成等工事規制区域の候補区域の設定方針

【パターンⅡ】参考図



市街化等区域(市街地・集落等及び市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域)の近くに道路、水路等の地物が無い箇所については、尾根や傾斜変化点を利用して宅地造成等工事規制区域の候補区域の境界を設定する。

国の特定盛土等規制区域の設定方針

(1)盛土等に伴う災害により居住者等の生命又は身体に危害を生ずるおそれが特に大きいと認められる区域の抽出

市街地・集落等のほか、市街地・集落等以外の保全対象を抽出の上、以下を実施

- ①盛土等の崩落により流出した土砂が、土石流となって溪流等を流下し、保全対象の存する土地の区域に到達することが想定される溪流等の上流域の抽出
- ②盛土等の崩落により隣接・近接する保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域の抽出
- ③その他の区域の抽出
土砂災害発生の危険性を有する区域、過去に大災害が発生した区域等の抽出

基礎調査実施要領(規制区域指定編)の解説P33抜粋

(本市の特定盛土等規制区域の候補区域の設定方針)

特定盛土等規制区域については、主に地形的要件による区域の設定が基本となっており、自治体の裁量によるものがないことから、上記の設定方針に基づき、設定を進めていく。

(3)本市の特定盛土等規制区域の候補区域の設定方針

特定盛土等規制区域の抽出

①盛土等の崩落により流出した土砂が土石流となって、溪流等を流下し、保全対象の存する区域に到達することが想定される溪流等の上流域の抽出

市街地・集落等のほか、市街地・集落等以外の保全対象の存する土地の区域に対して、勾配2度以上で流入する溪流等の上流域を抽出する。

②盛土等により隣接・近接する土地保全対象の存する土地の区域に土砂の流出が想定される区域の抽出

市街地・集落等以外の保全対象の存する土地の区域に隣接・近接する土地の区域を抽出する。

※①

※②

※①保全対象：「市街地・集落等以外で人が居住、又は活動が日常的に行われる可能性の高い人家や施設の存する土地や道路、鉄道等の人

が日常的に往来する可能性が高い公共施設」

※②隣接・近接する土地の区域：「平地:50m以上、傾斜地(勾配1/10以上)250m以上の影響範囲」

→宅地造成等工事規制区域での隣接・近接する土地の区域と同じ考え方である。

③その他区域の抽出

(1)及び(2)で抽出した区域のほか、土砂災害発生の危険性を有する区域、過去に大災害が発生した区域等を抽出する。

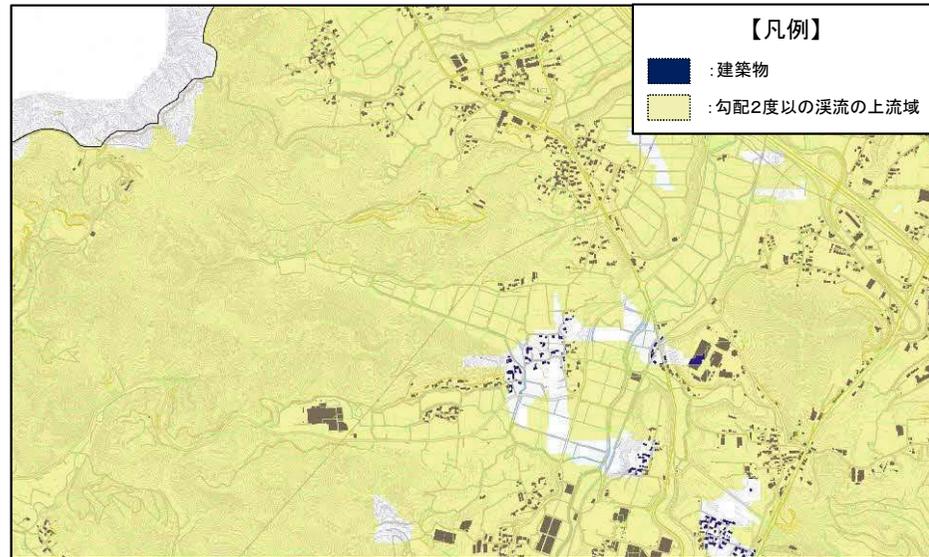
基礎調査実施要領(規制区域指定編)の解説P43抜粋

特定盛土等規制区域の候補区域の設定

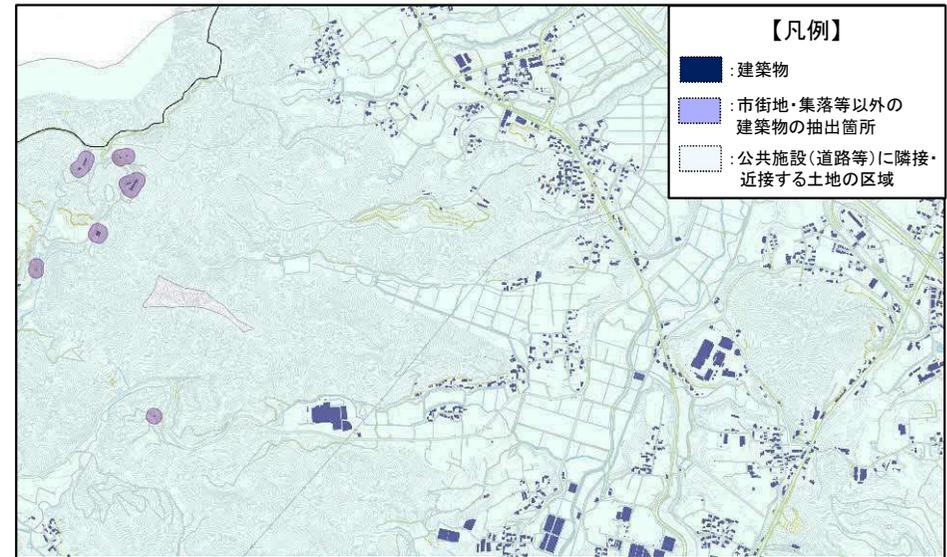
(3)本市の特定盛土等規制区域の設定方針

特定盛土等規制区域の抽出結果(参考図①)

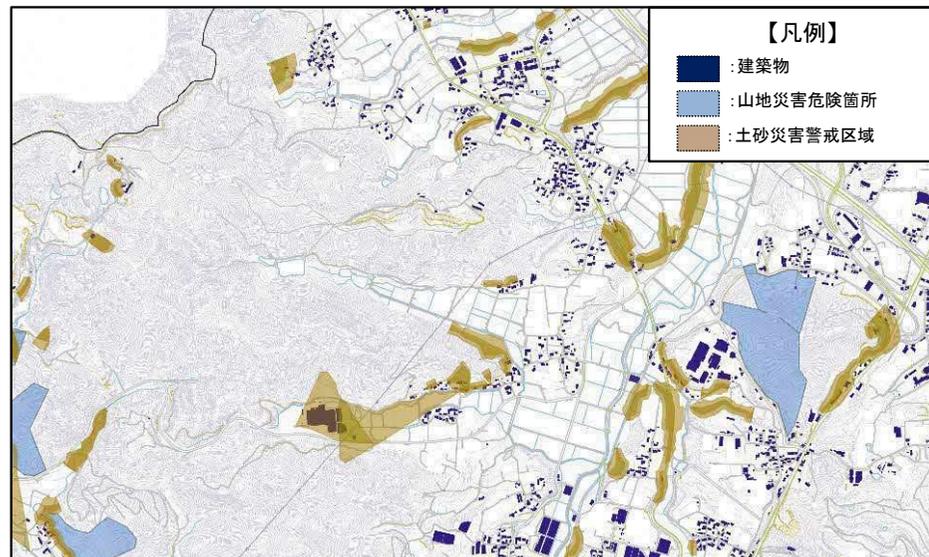
①勾配2度以上で流入する溪流等の上流域を抽出



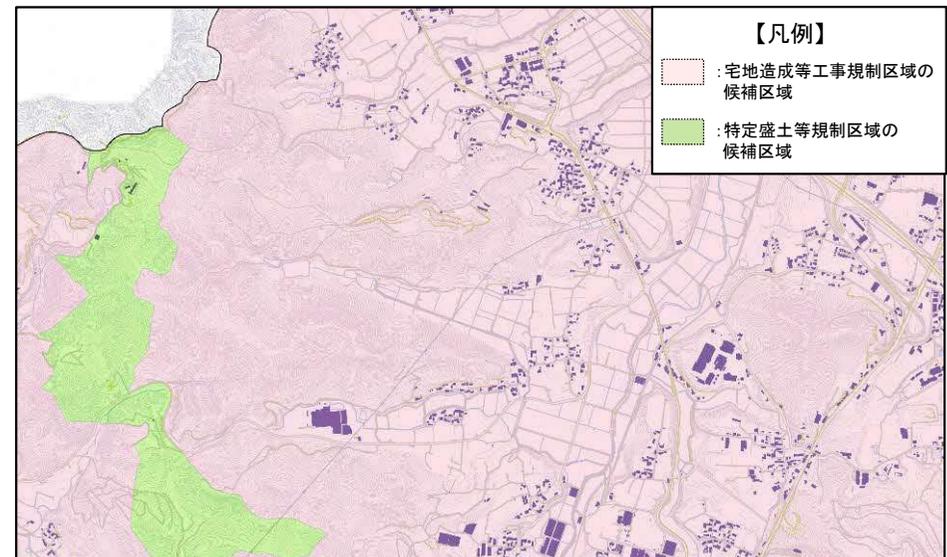
②市街地・集落等以外の保全対象の存する土地や、保全対象の存する土地の区域に隣接・近接する土地の区域の抽出



③土砂災害警戒区域や山地災害危険箇所を抽出



宅地造成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の候補区域



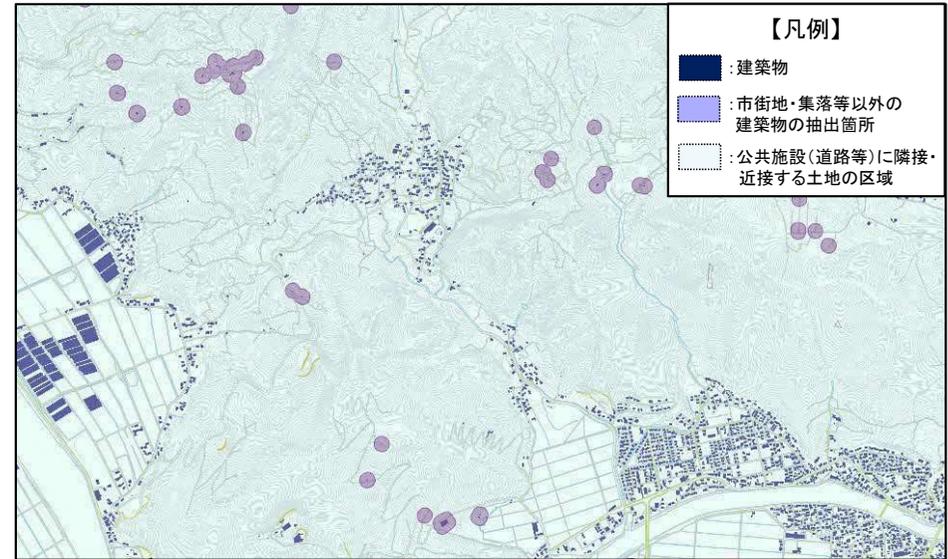
(3)本市の特定盛土等規制区域の設定方針

特定盛土等規制区域の抽出結果(参考図②)

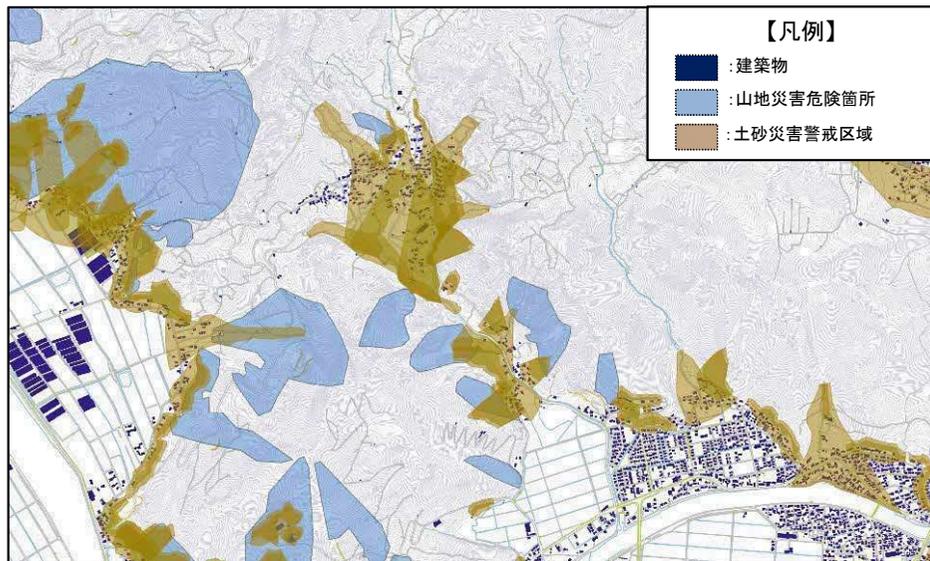
①勾配2度以上で流入する溪流等の上流域を抽出



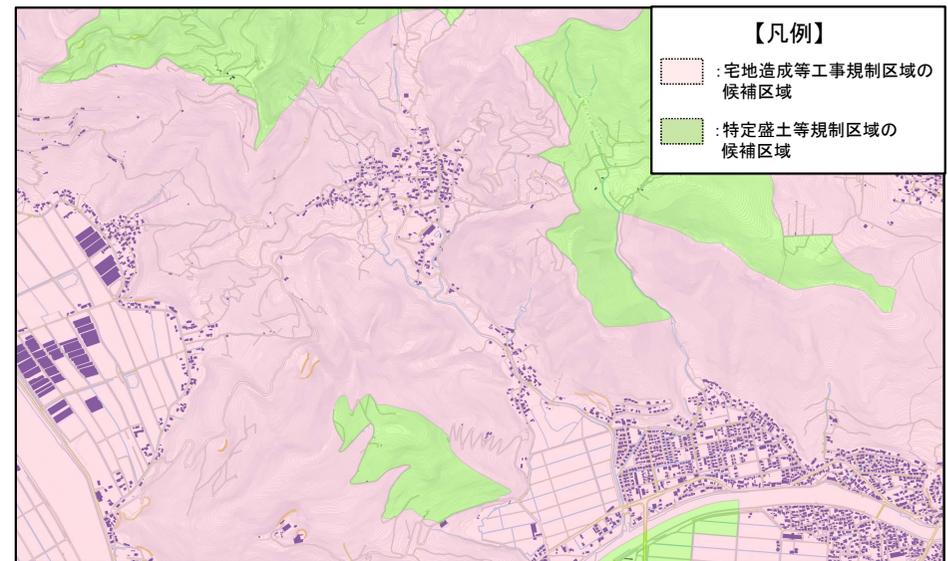
②市街地・集落等以外の保全対象の存する土地や、保全対象の存する土地の区域に隣接・近接する土地の区域の抽出



③土砂災害警戒区域や山地災害危険箇所を抽出



宅地完成等工事規制区域と特定盛土等規制区域の候補区域



①～③の条件で抽出作業を進めた結果、本市域内の宅地完成等工事規制区域の候補区域以外の区域において、特定盛土等規制区域の候補区域の条件に該当することが判明した。

(4)本市の盛土規制法に基づく規制区域(案)

盛土規制法に基づく規制区域(案)の方針

宅地造成等工事規制区域の候補区域

市街地・集落等区域の抽出

- 1)市街地等の抽出 → 市街化区域 + 現宅地造成工事規制区域等
- 2)集落の抽出 → 都市計画法における連たんの考え方を参考にした集落(60m以内に40戸以上の連たん)
※集落内開発制度指定区域含む

市街地・集落等に隣接・近接する土地の区域の抽出

- 平地での距離 → 50m以上 ○傾斜地での距離 → 250m以上 ○傾斜地の設定勾配 → 勾配1/10以上

地物・地形的条件を基に宅地造成等工事規制区域の候補区域の境界を設定



特定盛土等規制区域の候補区域

本市域内の宅地造成等工事規制区域の候補区域以外の区域を特定盛土等規制区域へ設定
※本市域内においては、盛土等に伴う災害が発生する蓋然性のない区域に該当する区域無

盛土規制法に基づく規制区域(案)

盛土規制法の運用に向けた今後の取り組み

- 令和6年3月に市議会にて規制区域(案)を報告する。
- 令和6年4月に第3回熊本市盛土対策検討委員会を開催予定
- 令和6年4月より、規制区域(案)を基にパブリックコメントを実施予定
- パブリックコメントの結果を取りまとめ、令和6年度上半期中に規制区域を公表予定
- 規制区域を公表後、盛土規制法の運用に向けて市民や関係団体へ周知及び説明会等を実施予定